

大会基準

1. 大会主催者は大会運営にあたり「競技者、大会関係者及び一般住民の安全」を最優先に配慮することを、ここに確認する。
2. 大会主催者は大会を運営するにあたり下記権限を保有する。
 - (1)大会当日、台風等の接近により競技環境等の悪化、不良等により十分な安全が確保できないと判断した場合、競技が開始される以前あるいは競技中に競技内容の変更又は、競技の中止を決定する権限。
 - (2)競技規則に違反した競技者に対して、失格を命令する権限。
 - (3)競技技術の未熟さ、過度の疲労、競技中の事故等の理由で、競技続行に支障があると判断した競技者に対して、競技続行の中止を命令する権限。
 - (4)競技成績をあげることを目的に使用される薬物、身体に有害な刺激物、興奮剤及びアルコール飲料を大会のために使用した競技者に対して、失格を命令し、それを検査する権限。

競技規則

1. (ルール厳守と責任・安全管理義務・フェアプレイの精神)
 - (1)競技者は本大会競技規則、海上交通規則を厳守し、主催者運営員、海上保安庁が発する案内・指示及び注意・命令を遵守しなければならない。又、競技中であっても競技者が犯した海上交通違反行為の責務は、競技者個人が負わなければならない。
 - (2)競技者は、本大会が公海・施設・自然環境を利用して開催されることをよく理解し主催者、海上保安庁による案内・注意・指示等の有無に係わらず、安全を確保できるよう最大の注意を払いながら競技を遂行しなければならない。
 - (3)競技者は、自己の責任において体調を維持し、安全管理を怠らず、緊急時には確実な対処ができるよう配慮しながら競技を遂行しなければならない。又、体調の異常を感じたら直ちに休息を取るか、競技を中止しなければならない。
 - (4)競技者は良識あるスポーツマンとしてフェアプレイの精神をもって行動することを要求され、危険行為や大会運営に支障が起こるような言動は慎まなければならない。
2. (安全確保と緊急合図)
 - (1)競技者は、変化の激しい本競技環境を十分に把握し、能力に応じたペースを守り、他の競技者との接触を避けるよう十分な間隔を保ちながら競技を遂行しなければならない。
 - (2)競技中、援助を必要とする場合の合図は「競技を停止し片手を頭の上で振り援助を求める」ことで統一する。
3. (協議中止と報告義務)
 - (1)競技者がゴール前に協議を中止した場合は、自らの棄権、主催者からの失格、中止命令等理由のいかんを問わず大会本部又は、指定された場所に届け出てゼッケンを返却しなければならない。

競技規則

(2) 自ら棄権した競技者、或いは主催者運営委員から競技続行の中止、失格を命ぜられた競技者は、速やかに競技コースから退去しなければならない。

(3) 自らの意思で棄権した競技者、主催者運営員から競技続行の中止を命じられた競技者は、自らコンディションの回復もしくは競技環境の良化等を理由に再復帰することはできない。

(4) 競技中、沈脱した時に自ら競技を棄権した場合及び、自らの力で安全に再乗艇出来ずに、運営者や他の競技者等の手によって救助された場合は、その時点で失格となり、競技を中止しなければならない。（自らの力で安全に再乗艇できない場合とは、セルフレスキューを2回試みて乗艇できないこと及び、全く自力で乗艇することが出来ない場合とする。）

(5) 海上警備・競技運営上、第2チェックポイント（CP2）に通過制限時間を設ける。制限時間（2時間・11：00頃）に間に合わない場合は競技を中止させることができる。

4. (個人的援助の禁止)

(1) 競技者への伴走又は食料・飲料の提供等個人的援助を禁止する。

5. (競技中の小休止の許可と競技復帰)

(1) 競技者の安全のために競技中における小休止は随時可能とするが、競技者が自ら病院、休憩・飲食施設等を利用した場合又は、主催者運営員等に収容された場合は原則として競技に復帰することは出来ない。

(2) 競技中の小休止の際には、他の競技者の競技遂行を妨げないように配慮する必要がある、競技復帰に際しては、競技コースを離脱した地点から再スタートすること。又、競技修了者が再度、競技コースに入ることを禁止する。

6. (競技コースの確認義務)

(1) 競技者は、個人の責任において事前に競技コース及び競技環境を把握しなければならない。又、視察・試走に際しては、大会の規則や監視体制がなされていないことを理解し、十分な注意が必要である。

(2) 指定コースを離脱した場合は、競技者の責任とし、原則として離脱した地点に戻って競技に復帰することを認めるが、主催者の判断によりペナルティが科せられることがある。

7. (競技用ゼッケン類の着用)

(1) 主催者から提供されたゼッケンは、主催者の指示に従い着用又は、所定の位置に付け、それらを変造することは禁止する。